

○「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、 内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

① 提出年月日を記載します。

令和××年 5月 7日 提出

② 提出先の税務署名を記載します。

〒×××××× ×××××× 税務署長 あり

⑤ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている住所(所在地)を記載します。

〒×××××× ××××××

⑥ 上記⑤の住所と申告書等に記載した住所が異なる場合には、申告書等に記載した住所を記載します。

⑦ 預貯金口座の名義とフリガナを記載します。
 【注】1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に限りです。
 2 口座名義に代表者氏名等(屋号等)が含まれている場合には、必ず代表者氏名等(屋号等)も記載してください。

⑧ 銀行等をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。
 なお、農協・漁協については、現在、ダイレクト納付は、ご利用できません。
【注】 お手持ちの口座の口座番号が桁未満である場合は、お手数ですが頭部を○で埋めてください。
 【例】0001234

⑨ ゆうちよ銀行をご利用になる場合、記号番号を記載します。
【注】 前半の記号は必ず5桁となります。
【記載例】
 1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合
 記号 1 1 9 4 0 番号 1 2 3 4 5 6 7 1
 正番号 1 1 9 4 0 - 1 1 2 3 4 5 6 7 1
 2 振替口座の場合
 記号 0 1 9 3 0 1 番号 1 2 3 4 5 6
 正番号 0 1 1 9 3 0 - 1 1 2 3 4 5 6

※記載要領は、法人を例に示しています。

③ 法人番号を記載します。
※個人の方は個人番号の記載は不要です。

④ 氏名(法人名及び代表者氏名)を記載し押印します。

⑩ ①から⑨までを記載後、預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)します。
 印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し直してください。

⑪ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。

108ページの届出書を切り取り線で切りはなして提出してください

※記載内容等について、ご不明な点などがありましたら、税務署(管理運営部門)にお尋ねください。

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

法人番号
※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

氏名(法人名及び代表者氏名)
 株式会社 国税商事
 代表取締役 国税 太郎

令和××年 5月 7日 提出
 税務署長 あり

取換金融機関 御中

私(当社は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。
 なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよ、あわせて届け出ます。

1 指定預貯金口座
 (〒 100 - 0004 電話 03 (1234) 5678
 東京都千代田区大手町1-×-×
 (申告納税地) 東京都千代田区豊ヶ岡3-×-×
 (フリガナ) カブシキガイシャコクセイヨウジ ダイレクトシステムヤク コクセイタロウ
 株式会社国税商事 代表取締役 国税 太郎

住所(所在地)
 氏名(法人名及び代表者氏名)
 指定金融機関
 1 預金種別
 ゆうちよ銀行
 記号番号
 振替日時: 納付情報送付日時
 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

約
 一 国税庁の電子情報処理機構を使用して(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
 二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当該約定規定又は預貯金通帳及び預貯金私印請求書の提出をいじりません。
 三 指定預貯金通帳及び預貯金私印請求書の提出された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されさせていただきます。
 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認められた場合には私(当社)に通知することなく解除されても異議はありません。
 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を經由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
 六 この取扱いについては、既に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には差支えありません。

定
 一 国税庁の電子情報処理機構を使用して(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
 二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当該約定規定又は預貯金通帳及び預貯金私印請求書の提出をいじりません。
 三 指定預貯金通帳及び預貯金私印請求書の提出された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されさせていただきます。
 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認められた場合には私(当社)に通知することなく解除されても異議はありません。
 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を經由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
 六 この取扱いについては、既に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には差支えありません。

税務署 整理欄
 (不備返却事由)
 A 印鑑不鮮明
 B 印鑑不明
 C 口座番号相違
 D 口座該当なし
 E 名義人相違
 (備考)
 F 住所相違
 G 支店名相違
 H その他

金融機関整理欄
 受付 印印照合欄
 印
 (口座識別番号)
 (認証番号)

金融機関(振替用)
 本 店 支 所
 本 所 支 所
 出 張 所

銀行
 信用金庫
 労働金庫・農協
 信用組合・漁協

東京
 1 2 3 4 5 6 7

振替日時: 納付情報送付日時
 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

約
 一 国税庁の電子情報処理機構を使用して(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
 二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当該約定規定又は預貯金通帳及び預貯金私印請求書の提出をいじりません。
 三 指定預貯金通帳及び預貯金私印請求書の提出された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されさせていただきます。
 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認められた場合には私(当社)に通知することなく解除されても異議はありません。
 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を經由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
 六 この取扱いについては、既に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には差支えありません。

定
 一 国税庁の電子情報処理機構を使用して(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
 二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当該約定規定又は預貯金通帳及び預貯金私印請求書の提出をいじりません。
 三 指定預貯金通帳及び預貯金私印請求書の提出された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されさせていただきます。
 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認められた場合には私(当社)に通知することなく解除されても異議はありません。
 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を經由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
 六 この取扱いについては、既に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には差支えありません。

税務署 整理欄
 (不備返却事由)
 A 印鑑不鮮明
 B 印鑑不明
 C 口座番号相違
 D 口座該当なし
 E 名義人相違
 (備考)
 F 住所相違
 G 支店名相違
 H その他

金融機関整理欄
 受付 印印照合欄
 印
 (口座識別番号)
 (認証番号)